

慶應義塾大学宇宙法研究センター
第9回 宇宙法シンポジウム

リモート・センシングに関する 法規制の構造

2018年2月27日

報告 横山経通（弁護士、森・濱田松本法律事務所）
伊達木香子（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構）

問題意識

- 衛星リモートセンシング法が成立（2017年11月施行）
 - 宇宙ビジネスの拡大：衛星リモセンデータの利用事業の促進
 - 安全保障観点から衛星リモセン装置の使用と衛星リモセンデータの取扱いに関する規制
- 事業者が意識すべき法的事項や法的コストとなるものは何か

情報の客体と情報の主体の夫々の権利をめぐる問題---
特に情報のコントロールの観点から

情報の客体 = 何／誰についての情報か

情報の主体 = 誰のものか

衛星リモセンデータを含む
地理空間情報

プライバシー



知的財産

情報の活用促進

情報の客体による
コントロール

情報の主体による
コントロール

国内：衛星リモセン法の規制

(「衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律」H28法律第77号)

1. 衛星リモセン装置の使用：許可制

衛星リモセン装置の使用にあたり、対象物判別精度が一定の閾値*を超える場合に、内閣総理大臣の許可が必要

○日本国内に操作用無線設備を持つ衛星リモセン装置が対象

○閾値は内閣府令で定める

* リモセン法施行規則より 光学センサ：2m以下、SARセンサー：3m以下など

2. 衛星リモセン記録の取扱い：認定制

所定の閾値**を超える衛星リモセンデータの保有者に対し

- ①許可を受けた衛星リモセン装置の使用者
- ②特定取扱い機関
- ③認定を受けた衛星リモセン記録取扱者

以外の者への提供を禁止する。

** リモセン法施行規則より〔生データ〕光学センサ：2m以下かつ取得5年以内など

国連リモートセンシング原則

(Principles Relating to Remote Sensing of the Earth from Outer Space, 1986年)

- 衛星リモセン活動の自由を宣言

← 被探査国の主権を侵害する行為であり、
事前に被探査国の同意がなければ許されないという主張

- 第4原則：“宇宙条約第1条に含まれる原則に従って実施”

= 被探査国の同意不要

- 第12原則：①及び②については、被探査国が非差別的な基礎に基づきかつ合理的な価格の支払いを条件としてアクセスする権利を持つ = 被探査国の優先権否定

① 一次データ primary data

② 処理済データ processed data

③ 解析されたデータ analyzed information

- ただし、商業リモセン衛星により収集された①②データへの成立は不透明

情報の客体による
コントロール要求



情報の主体による
コントロールの主張

衛星リモセンデータの活用と行為規則

1. 肖像権・プライバシー権の問題

プライバシー権 “私生活をみだりに公開されない”権利→自己情報コントロール

肖像権 “承諾なしにみだりに容貌・姿態を撮影されない”権利



衛星リモセンデータによるプライバシー・肖像権の侵害可能性

- ✓衛星による私有地の敷地内の撮影
- ✓衛星センサーの利用による外観からは分からない情報

→撮影態様・提供態様（「ぼかし」処理等）の配慮

衛星リモセンデータの活用と行為規則

・ 2. 個人情報保護

衛星リモセンデータによる個人情報の取得

- ✓ 個人の位置情報(個人情報に該当)
- ✓ 行動パターンによる個人の特定

個人情報保護法：個人情報取扱い上の法的規制

- ・ 利用目的の特定、利用目的による制限、第三者提供制限

衛星リモセンデータと知的財産権

著作権：創作的な表現であることが要件

(1) 地図の著作性

✓衛星リモセンデータによる地図

→表現の選択の幅が狭い

(2) 写真の著作性

被写体の選択、シャッターチャンス、シャッタースピード、
アングル、構図、レンズ等の選択の創意工夫

→機械的に撮影された写真への創作性は否定される可能性

衛星リモセンデータと知的財産権

(3) データベース著作物

✓衛星リモセンデータのデータベース

情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有する場合には著作物として保護されうるが、可能性は低い。

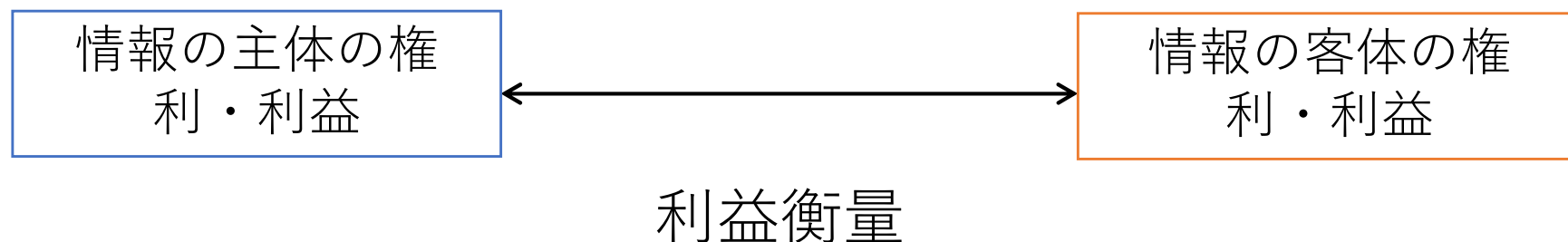
(4) 不法行為（民法709条）による保護の可否

- ・流用の態様や度合いによる考慮



提供時に契約/取決めの必要性

まとめ



- ・衛星リモセン情報を含めた地理空間情報について、情報の流通を促し利活用の推進するという政策を念頭におきつつ、情報主体等の関係する利益を衡量し、限界がどこにあるか
- ・技術レベルと実現性をふまえ、ポリシーの策定・公表等による予見性の確保と双方の健全な権利保護の上での利用促進